別紙１６

暴力団等排除に関する特約条項

（暴力団等に係る欠格要件）

第１条　乙は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを約する。

　(1) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）をその役員等としていること又は暴力団若しくは暴力団員等にその経営を実質的に支配されていること。

　(2) 職業の種類、雇用契約の形態等によらず、暴力団員であると知りながら暴力団員を雇用すること。

　(3) 自ら又は第三者の不正の利益を図るため又は第三者に損害を与えるために、暴力団又は暴力団員等を利用し、次の項目を行うこと。その役員等又は使用人がこれに相当する行為を行った場合も同様とする。

　(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

(オ) その他前各号に準ずる行為

　(4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を提供する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は暴力団若しくは暴力団員等に関与すること。その役員等又は使用人がこれらに相当する行為を行った場合も同様とする。

　(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。その役員等又は使用人がこれに相当する状態にある場合も同様とする。

（暴力団等との下請契約等の禁止）

第２条　乙は、現在又は将来にわたって、下請負人等（管理業務等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、物品の購入その他の契約の相手方及び業務委託の受託者（順次にされる委任又は請負、物品の購入その他の契約及び業務委託における下請負人、契約の相手方及び受託者を含む。）をいう。以下同じ。）が前条各号のいずれかに該当するものであると知りながら、下請契約等を締結しないことを約する。

（警視庁への意見聴取）

第３条　乙は、乙が小平市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団等排除措置要綱（平成２８年９月６日制定。以下「要綱」という。）第４条に定める措置要件（以下「措置要件」という。）に該当するものと思料される情報を、甲が入手したときには、小平市長又は小平市教育委員会（以下「市長等」という。）から警視庁に対し意見聴取を行うことに同意する。

（警視庁による情報提供）

第４条　乙は、乙と暴力団、暴力団員又は第１条各号に該当するものとの関与の事実について、市長等が警視庁から情報の提供を受けることに同意する。

（契約の解除等について）

第５条　甲は、前２条の意見聴取又は情報提供等により、乙が第１条又は第２条のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合には、この契約を解除すること又は必要な措置を講ずるよう乙に対し求めることができる。なお、契約の解除を行うに当たっては、何ら催告を要しないものとする。

２　前項の規定により契約が解除された場合又は乙が必要な措置を講じた場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。

３　甲は、契約履行期間中に乙の下請負人等が、措置要件に該当することが判明したときは、乙に対し、下請負人等との契約の解除を求めることができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。

４　前各項に定めるもののほか、契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

（不当介入等に関する報告・届出）

第６条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等による妨害行為、不当要求その他の介入行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに甲への報告及び当該施設の位置する地域を管轄する警察署等（以下「警察」という。）へ届出を行わなければならない。

２　乙は、下請負人等が不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに乙への報告及び警察へ届出を行うよう指導しなければならない。

３　乙は、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに甲への報告を行わなければならない。